若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現するために、低所得者の婚姻に伴う新生活を経済的に支援する「結婚新生活支援事業」を実施しています。  
  
**対象となる世帯**

●以下に掲げる①または②の世帯

1. 次の条件をすべて満たす世帯

・令和７年１月１日から令和８年３月31日までに婚姻届を提出し、愛別町に住民票がある世帯

・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

・夫婦の合計所得が500万円未満の世帯

※貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得から控除します

②令和６年度にこの制度による助成を受け、その受給額が補助上限に達していない世帯

**助成対象経費**

令和７年４月１日から令和８年３月31日までに支払いを行った次の経費  
・新規の住宅取得費用  
・住宅賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）

・住宅のリフォーム費用  
※住宅手当の支給がある場合は、当該手当分については補助対象外とします。  
・婚姻に伴う引越し費用

**助成限度額**

①対象となる世帯のうち夫婦ともに29歳以下の世帯

　60万円／世帯

②これ以外の世帯　　　　　　　　　　 　 30万円／世帯

**申請期間**

令和８年３月31日まで

**提出書類**

・交付申請書（様式第１号）　・補助金等交付申請額算出調書（様式第２号）

・経費の配分調書（様式第３号）

・住宅手当支給証明書（様式第４号）　　・同意書（様式第５号）

・誓約書（様式第６号）　　・その他関係書類（申請前にお問い合わせ下さい）

**申請・問い合わせ先**

総務企画課企画財政係　　☎01658-6-5112